

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

一 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）（抄）	1
二 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百四号）（抄）	1

一 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十九号）（抄）

（農用地土壤汚染対策地域の指定）

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の一定の地域で、その地域内にある農用地の土壤及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該農用地の利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは当該農用地における農作物等の生育が阻害されると認められるもの又はそれらのおそれが著しいと認められるものとして政令で定める要件に該当するものを農用地土壤汚染対策地域（以下「対策地域」という。）として指定することができる。

2～5 （略）

二 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百四号）（抄）

（農用地土壤汚染対策地域の指定要件）

第二条 法第三条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米一キログラムにつき一ミリグラム以上であると認められる地域であること。
- 二 前号の地域の近傍の地域のうち次のイ及びロに掲げる要件に該当する地域であつて、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び同号の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米一キログラムにつき一ミリグラム以上となるおそれが著しいと認められるものであること。
- イ その地域内の農用地の土壤に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壤に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。
- ロ その地域内の農用地の土性が前号の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。

三・四 （略）

2・3 （略）